# (最適土地利用総合対策)

#### 🚹 制度の概要

中山間地域等における農用地保全に必要な<mark>地域ぐるみの話合い</mark>による最適な土地利用構想の 策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、<mark>粗放的な土地利用等</mark>を総合的に支援する 制度です。

地域の実情に応じた土地利用計画を策定し、営農を続ける農地と粗放的利用を行う農地を区分。実証的な取組を通じて<mark>農用地保全</mark>の実現を目指します。事業期間は原則2年以上5年以内で、地域の持続可能な農業・農村の発展を図ります。

#### ■ 支援内容

### □ 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話合いによる土地利用構想の策定、基盤整備や施設整備等を支援

最大2,000万円

定額・定率55%等

# □ 最適土地利用推進サポート事業

取組内容確認、課題解決サポート、優良事例の横展開等を支援

ソフト定額

### ◎ 対象となる取組

#### 【最適土地利用総合事業】

- □ 地域ぐるみの話合いによる土地利用構想策定
- □ 農用地保全のための実証的な取組
- □ 基盤整備や施設の整備
- □ 粗放的利用の取組や省力化機械導入
- □ 農用地保全等推進員の措置

#### 【最適土地利用推進サポート事業】

- □ 事業実施主体の取組内容確認
- □ 地域の課題解決のサポート
- □ 優良事例の横展開
- □ 申請手続の簡素化

### ₩ 対象者

- □ **都道府県・市町村**(地方公共団体)
- □ 農業委員会、JA、土地改良区
- □ 地域協議会、地域運営組織
- □ 農地中間管理機構

### ● 採択率向上のポイント

- □ 地域の合意形成:市町村・農業者・地域住民の参画必須
- □ 複数集落の連携:中山間地域等における複数集落対象
- □ 具体的な構想策定:事業開始から3年以内の策定計画
- □ 実証的取組:粗放的利用の取組1つ以上実施

#### 些 戦略的分析

#### 【制度活用の戦略ポイント】

- □ 複数年度計画で段階的に事業展開
- □ ソフト事業は定額支援で活用しやすい
- □ ハード事業は55%補助で基盤整備可能

#### 【段階的なステップアップ戦略】

- □ 第1段階:地域話合いと構想策定
- □ 第2段階:実証事業と基盤整備
- □ 第3段階:継続的な農用地保全活動

## ♣ 事業実施地区の動向



採択実績(令和3-6年度):全国で着実に事業地区が増加 平均事業期間:約3-5年間(地域の実情に応じて設定)

#### № 取組事例と分野

取組分野	代表的な取組例
土地利用構想	地域話合いによる農地ゾーニング
基盤整備	農道・用排水路・区画整理
粗放的利用	放牧・景観作物・特用樹栽培
鳥獣害対策	侵入防止柵・緩衝帯整備
省力化支援	機械導入・施設整備

## ♣ 専門家活用のススメ

- □ 農村計画コンサル:土地利用構想の策定支援
- □ 土地改良技術者:基盤整備の設計・施工管理
- □ 農業経営アドバイザー:営農計画の最適化
- □ 地域振興専門家:合意形成と事業推進支援

### ▶ 必要書類とチェックポイント

\*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/9/11作成】

提出書類	チェックポイント
事業計画書	<ul><li>□ 地域合意の状況を明記</li><li>□ 土地利用区分と構想を詳細記載</li><li>□ 実施要件6項目の適合性確認</li></ul>
収支予算書	□ ソフト・ハード事業の区分明確化 □ 補助率・交付上限額の適正性
実施主体関係書類	□ 実施要件への適合証明 □ 都道府県による対象選定確認
地域合意関係書類	<ul><li>□ 参画者の同意書添付</li><li>□ 複数集落の連携体制確認</li></ul>

# 曲 申請スケジュール

### ● 事前準備期間

地域合意形成に6~12ヶ月程度。複数集落との調整が重要。 都道府県・市町村との事前相談を必須で実施。

# ▶ 申請受付

### 随時受付

事業実施主体が申請書類作成し都道府県又は市町村へ提出。 ※最寄りの市町村への相談から開始。

#### ●審査・採択

実施要件適合性の確認後採択決定

# ♦ 事業実施

原則2年以上5年以内で実施

#### ● 事業完了・報告

## 土地利用構想策定は3年以内

5年間の耕作・粗放的利用実施が必要

#### ? 問い合わせ

制度詳細 <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriyo.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriyo.html</a>

お問い合わせ 農林水産省 農村振興局

農村政策部地域振興課 荒廃農地活用推進班

※主たる事業所のある地域の地方農政局へお問合せください。